

福島県産業教育振興会相双支会規約

- 第 1 条 本会は福島県産業教育振興会相双支会と称し、事務局を支会長指定の学校におく。
- 第 2 条 本支会は福島県産業教育振興会と連携し、相双地区内の事業者・産業教育担当者が相互の協力を図り、以て産業教育の充実発展に寄与することを目的とする。
- 第 3 条 本支会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。
(1) 事業者・産業教育担当者の連携、協力。
(2) 産業教育に関する研修に対しての助成。
(3) 産業教育に関する講習会・懇談会・研究発表会・展示会等の開催。
(4) その他産業教育振興に関し必要と認めた事業の実施。
- 第 4 条 本支会は相双地区内の福島県産業教育振興会の会員を以て組織する。
- 第 5 条 本支会に次の役員をおく。
支会長 1 名、副支会長 2 名、監事 2 名、理事若干名、評議員若干名とする。
本支会に顧問をおくことができる。
- 第 6 条 理事・監事および評議員は、総会において会員または会員たる事業所の中から選任し、支会長、副支会長は理事の互選において選出する。副支会長の内 1 名は事務局校の校長とする。
- 第 7 条 支会長は会務を総理し支会を代表する。
副支会長は支会長を補佐し、支会長事故あるときはこれに代わる。
理事は支会の重要事項を審議する。
評議員は重要会務に関し支会長の諮問に応ずる。
監事は会計を監査し総会に報告する。
- 第 8 条 役員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。
補欠の役員は前任者の在任期間とする。
役員は任期満了後も後継者の就任までその職務にあたる。
- 第 9 条 本支会の会議は総会・理事会・評議員会とし支会長がこれを招集する。
- 第 10 条 支会長の事務局には事務局長 1 名、幹事若干名をおき支会長がこれを任免する。
事務局長は支会長の命を受け事務を掌る。
幹事は支会の庶務会計にあたる。
- 第 11 条 本支会の経費は、福島県産業教育振興会から交付される支会運営費をもってこれに充てる。
- 第 12 条 本支会の会計年度は 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。
- 付則 本規約は昭和 46 年 6 月 8 日より施行する。
本規約は平成 18 年 6 月 28 日より改正、施行する。